

平成30年度補正予算に係る個別公共事業の評価書

平成31年2月7日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成29年8月31日最終変更）に基づき、個別公共事業についての新規事業採択時評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成30年度補正予算に係る評価として、新規事業採択時評価（直轄事業等）3件の評価結果をとりまとめた。事業種別ごとの担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。なお、補助事業等については、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後に評価結果を公表する予定である。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載している。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

事業種別ごとの担当大臣政務官は下表のとおり。

| 事業種別 | 担当大臣政務官 |
|----------|---------|
| 【その他施設費】 | |
| 船舶建造事業 | 阿達 雅志 |

<評価の手法等>

別添1

| 事業名 ()内は 方法を示す。* | 評価項目 | | 評価を行う過程 において使用した資料等 | 担当部局 | |
|-------------------------|---|----|--|-----------|---------------------|
| | 費用便益分析 | | | | 費用便益分析以外の 主な評価項目 |
| | 費用 | 便益 | | | |
| 船舶建造事業 <巡視船艇> | 評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務 需要ごとに、事業を実施した場合(with)、事業を実 施しなかった場合(without)それぞれについて業務 需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により 得られる効果について評価する。 | | <巡視船艇> ・海洋権益の保全 ・治安の確保 ・海難救助・海上交通安全の 確保 ・海上防災・海洋環境の保全 | 海上保安 庁 | |

平成30年度補正予算に向けた新規事業採択時評価について

【その他施設費】

| 事業区分 | 新規事業採択箇所数 |
|--------|-----------|
| 船舶建造事業 | 1 |
| 合計 | 1 |

○政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置が公表された事業等（平成30年8月に評価結果を公表済みの事業を再掲）

| 事業区分 | 新規事業採択箇所数 |
|--------|-----------|
| 船舶建造事業 | 2 |
| 合計 | 2 |

| | |
|----|---|
| 総計 | 3 |
|----|---|

平成30年度補正予算に向けた新規事業採択時評価結果一覧

【その他施設費】

【船舶建造事業】

| 事業名 事業主体 | 総事業費 (億円) | 供用後の 維持管理費 (億円) | 評 価 | 担当課 (担当課長名) |
|------------------------------|--------------|-----------------------|--|---------------------------------|
| 小型巡視艇 (CL型) 5隻建造 海上保安庁 | 25 | 12 | 整備しようとする小型巡視艇 (CL型) は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力等を有していることから、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。 | 海上保安庁 装備技術部船舶課 (課長 矢頭 康彦) |

・ 供用後の維持管理費は耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。

○政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置が公表された事業等 (平成30年8月に評価結果を公表済みの事業を再掲)

| 事業名 事業主体 | 総事業費 (億円) | 供用後の 維持管理費 (億円) | 評 価 | 担当課 (担当課長名) |
|------------------------------|--------------|-----------------------|---|---------------------------------|
| 大型巡視船 (PL型) 1隻建造 海上保安庁 | 133 | 59 | 整備しようとする大型巡視船 (PL型) は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。 | 海上保安庁 装備技術部船舶課 (課長 矢頭 康彦) |
| 小型巡視船 (PS型) 1隻建造 海上保安庁 | 27 | 14 | 整備しようとする小型巡視船 (PS型) は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力、規制能力、意思伝達能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全及び治安の確保等の事案対応体制の強化を図ることができる。 | 海上保安庁 装備技術部船舶課 (課長 矢頭 康彦) |

・ 供用後の維持管理費は耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。